

第 5 回薩摩川内市行政改革推進委員会 会議録

- 1 開催日時 平成 2 5 年 7 月 2 9 日（月） 1 3 : 3 0 ~ 1 7 : 0 0
- 2 開催場所 薩摩川内市役所 6 0 1 会議室
- 3 出席者
- （1）委員 吉満会長、三本副会長、山本（豪）委員、梶原委員、徳丸委員、鍋倉委員、山本（文）委員、初田委員
- （2）事務局 行政改革推進課長、同課長代理、同課行政改革グループ員 2 名
- （3）傍聴者 なし

4 議事の経過

（1）日程説明

○課長 本日は、市民健康課の 3 事務事業と高齢・介護福祉課の 1 事務事業の外部評価を予定している。市民健康課の 2 事務事業の評価が終わった時点で休憩をとる。本日分の進捗状況にもよるが、早く終了しそうであれば、以前評価できなかった防災安全課の防犯対策事業の外部評価までお願いしたい。

徳丸委員から申し出があった件であるが、本日の外部評価の中に薩摩川内市社会福祉協議会を補助対象としているものがある。徳丸委員は社会福祉協議会から本委員会に出席であるが、補助の目的が市民の費用負担軽減であることから、会長を含めた事務局で問題なしと判断し、同席していただくこととした。

○課長代理 外部評価に入る。

（2）一次救急医療体制支援事業（市民健康課）

○主管課 （資料に基づき、説明）

○会長 ご説明いただいた。ご質問等ないか。

○委員 一次救急医療と二次救急医療の違いは何か。

○主管課 一次救急医療は、初期救急医療とも言われる。入院を必要としない外来で帰宅可能なものを言う。二次救急医療は、それ以外のもの、つまり入院を必要とするものである。三次救急医療もあり、平たく言えば、中央集中治療室での治療のような高度な治療が必要なものとなる。

○委員 川内地域一次救急医療運営補助金の補助金額の積算方法で、医師数が 2 5 7 名となっており、成果指標である支援医師の実績より多くなっているがなぜか。

○主管課 平成 2 5 年度の予算額においては、支援医師の最大数で積算してある。

○委員 平成 2 4 年度に比べ、平成 2 5 年度は印刷製本費がかなり減っているが、原因は何か。

○主管課 平成 2 4 年度は、適正受診啓発用チラシを 4 万部全て市民健康課予算で作成したが、平成 2 5 年度は、広報紙に折り込む 3 万 9 千部分は、広報室で予算化したためである。

○委員 小児救急医療支援体制運営補助金について、実施状況調書を見る限り、支援体制に従事する医院が限られている。大きな総合病院であればスタッフも多く、

理解できるが、個人経営の医院でこの体制を維持することは困難であると思われる。主管課の考えはどうか。

○**主管課** 消防の救急隊員等限られた者のみ開示されている情報であり、一般市民には、非開示の情報である。コンビニ受診を防ぎ、重篤な患者のみ対応している。

○**委員** 一般市民に情報開示することで、重篤な患者の対応ができなくなる恐れや医師の疲労度を考えて、非開示となっていると理解してよいか。

○**主管課** この支援体制は、旧川内市の小児科医が平成８年の頃から自主的に作っているもので、補助は後から付けられたものである。医師の疲労度というより、支援のため控えているものであり、輪番病院や救急搬送の職員の判断でどうしても小児専門医師の治療が必要である場合に支援病院に搬送することになっている。

この補助制度を創設するときに、小児医療の研究会を開催し、時間をかけて小児科医や医師会関係者と協議しており、理解は得られていると思う。制度に対する課題等については、協議する場は設けてあるので、今後も検討できる。

○**委員** そういう機会を随時設けて、薩摩川内市で医者不足にならないよう良い制度は継続できるよう努めて欲しい。

○**会長** 医師の労働条件についても、調整されながら進められていると推察される。

○**委員** 本市消防局に、救急救命士は何名いるか。また、医療機関との連携は行っているか。

○**主管課** 市民健康課では、把握していない。９月の救急医療週間に救急問題協議会を開催し、消防局、医師会、済生会川内病院及び市民福祉部で救急問題に対する課題等を協議する場を設けている。

○**会長** 医師が減る中で、医師を確保するための事業だと思う。

○**委員** 一次救急医療とは、広報紙等に掲載されている夜間・休日診療の当番医のことか。

○**主管課** そうである。

○**委員** （夜間診療の）時間帯は、１９時から２３時までと説明されたと思うが正しいか。

○**主管課** 川内地域一次救急医療運営補助金については、医師会立市民病院と済生会川内病院の両病院の応援のため、１９時から２３時まで出向いた支援医師に対する経費の補助である。日曜祝祭日、年末年始の在宅当番医の診察時間は、午前８時３０分から午後６時までである。誰でも受診できる夜間診療は行っていない。

○**委員** 休日の夜間はどうか。

○**主管課** 二次救急医療で対応することになる。

○**副会長** 薬局休日当番事業補助金について、夜間など薬局が開いていない時間帯は、院内処方に対応されているものと思われる。休日においても、院内処方に対応できるものとするが、あえて薬局に休日当番の補助を出しているのはなぜか。

○**主管課** 一次救急医療とは、基本的に午前８時３０分から午後６時を対象時間としている。日曜祝祭日、年末年始のこの時間帯に診療している病院の門前にある薬局が同時に開局しているので、それに対して補助しているものである。夜間は、二次救急医療となり、一般の（重篤でない）患者を対象としていない。重篤な患者

のみの対応となり、この薬局休日当番での対応は、考えていない。

○委員 小児救急医療支援体制運営補助金については平成21年度から、薬局休日当番事業補助金については平成24年度から交付されているが、交付前は、それぞれの医療機関等の自前で事業を実施していたのか。

○主管課 そうである。

○会長 質疑を終了する。

(主管課退席)

○会長 ご意見はないか。

人件費に対する35,000円の補助やこれまで自前でできていた薬局休日当番への補助など、色々と意見がありそうであるが、いかがか。

○委員 川内地域一次救急医療運営補助金は、二次救急医療を担う医師会立市民病院と済生会川内病院への市医師会会員の支援(応援)に対する補助である。両病院において、一次救急医療が二次救急医療の支障となっている実態が現在も続いているのか、チェックする必要がある。

○会長 まとめの中で、指摘事項として掲載したい。

○委員 広報紙やチラシにどういうものを掲載したのか、分からない。資料として提供して欲しい。

○会長 主管課の説明の中で、資料にはなく、口頭での説明が多かったので、併せて指摘することとする。

他にないか。まとめに入る。各補助金の評価をした後、事務事業の評価をすることとする。

(各補助金と事務事業について、内部評価結果を読み上げる。)

以上のように内部評価されているが、ご意見ないか。

○委員 補助金支出に対するチェックは必要だが、市民の人命を預かっている機関への補助であることや制度的に必要であると思われることから、「現状のまま継続」で良いと考える。

○会長 いただいたご意見を踏まえ、視点別評価は全て「高い」でよろしいか。

○委員 異議なし。

○会長 今後の改革の方向性についても、内部評価と同様「現状のまま継続」でよろしいか。

○委員 異議なし。

○会長 まとめについては、これまで出された意見を事務局で記載して欲しい。この事業の評価を終える。

(3) 二次救急医療体制支援事業(市民健康課)

○主管課 (資料に基づき、説明)

○会長 ご説明いただいた。何かご意見等ないか。

○委員 病院群輪番制病院運営事業と共同利用型病院運営事業で補助金の基準単価が違うのは、なぜか。

○主管課 病院群輪番制病院運営事業に対する補助については、現在は交付税措置されているが、平成16年度まで実施していた補助事業の単価をそのまま引き継

いで基準単価としている。共同利用型病院運営事業は、現在も国県の補助事業であり、その基準単価で市も補助している。つまりそれぞれの基準単価は、県補助金の基準単価に合わせてある。

○**会長** 補助経過年数が21年以上ということで、これまでの間、様々な経済状況の変化等あったが、医師会から基準単価について何か指摘等ないか。

○**主管課** 指摘等ありません。

○**副会長** （資料2の50頁）町別救急患者数について、薩摩川内市よりさつま町の患者数が多いが、なぜか。

○**主管課** 共同利用型病院運営事業に係る薩摩郡医師会病院の実績報告であり、さつま町の患者数が多くなっている。

○**副会長** 薩摩郡医師会と川内市医師会の違いは何か。

○**主管課** 本来であれば、薩摩川内市という一つのエリアで1医師会となるが、合併前の旧4町4村については、薩摩郡医師会に属しており、旧川内市だけが川内市医師会である。

○**副会長** 病院等の所在地により、所属する医師会が違うのか。

○**主管課** そのとおりである。

○**委員** 東郷地域の一部も共同利用型病院運営事業を利用しているか。

○**主管課** 二次救急医療については、医療法の中で、都道府県が医療計画を定めるようになっている。その計画の中で、医療連携体制を考慮し、県がエリアを決めている。当地域においては、さつま町、入来町及び祁答院町が共同利用型のエリアで薩摩郡医師会病院となっている。その他は、病院群輪番制のエリアとなっている。

○**委員** 一般診療においては、エリアを越えて受診できるが、救急搬送については、エリア内の病院に搬送されるということか。

○**主管課** 基本的には、エリア内の病院に搬送されることになるが、患者の容態、救急隊員の判断や受け入れ病院の状況によって変わることもある。

○**委員** 市外の専門的な病院を希望する患者や家族もいると思うが、希望を聞き入れてもらえるのか。また個人で搬送する場合は、エリア外に搬送してよいのか。

○**主管課** 基本エリア内の病院に搬送された後、その病院の判断で転送されるものと思う。また、個人で搬送する場合は、エリア外の病院に搬送してよいが、搬送におけるリスク等を考えると、救急車による搬送のほうが優位と考える。

○**委員** 甑島における救急搬送は、鹿児島市に送られるものが多い。理由は、何か。

○**主管課** おそらく島内の診療所に搬送された後、診療所の医師の紹介状によって鹿児島市内の病院に搬送されているものと考えられる。

○**委員** 甑島の医師は、どこの医師会に属しているのか。

○**主管課** 薩摩郡医師会に属している。

○**会長** まとめに入る。

（主管課退席）

○**会長** 行政区域の合併に比べ、医師会の合併が遅れており、市が2医師会に係している。

○**委員** 入来・祁答院や甑島の医療の現状を話し合うために両医師会の医師が一

堂に会する場合、例えば薩摩川内市民のための救急医療を考える会などを行政主導で設けられないかと考える。

○**会長** 昭和53年度から実施されている補助制度であり、基準単価の精査が必要な時期であると考えている。

甕島における医療の状況は、どうか。

○**委員** 村の時から鹿児島市への搬送が多かった。島民の意識の中で鹿児島市内の医師への信頼度が高い。

薩摩郡医師会に属していることから診療所医師不在の際、川内市医師会で対応してもらえず、変なところで壁ができています。

○**会長** 他にないか。評価に入る。

（内部評価結果を読み上げる。）

○**会長** 視点別評価は、全て「高い」でよろしいか。

○**委員** 異議なし。

○**会長** 今後の改革の方向性については、事務事業及び補助金とも「現状のまま継続」で良いか。

○**委員** 異議なし。

○**会長** この事業の評価を終える。休憩とする。

（10分間休憩）

（4）周産期医療等運営事業（市民健康課）

○**主管課** （資料に基づき、説明）

○**会長** ご説明いただいた。ご質問ないか。

○**委員** 本市の妊産婦及び周産期の死亡率はどれくらいか。

○**主管課** データを持ち合わせていない。後日、資料を提供する。

○**委員** 特別交付税措置算定基準により算出した金額の約5分の1が予算措置されている。霧島市や鹿屋市といった類似団体の状況はどうか。

○**主管課** この補助制度は、県内で薩摩川内市のみである。

○**委員** 内部評価の中で補助率又は補助額の妥当性については、「B」という評価になっている。基本的には、特別交付税とは関係ないということか。

○**主管課** 市補助金として1千万円を支出しているので、特別交付税として1千万円の交付を受けているものと思う。

○**委員** 市が4千8百万円の特別交付税を受けており、その中から1千万円を支出しているということではないのか。

○**主管課** 違う。特別交付税措置算定基準により算出した最高額4千8百万円を補助金として支出すれば、その4千8百万円までは、特別交付税の算定に入れることができる。

○**会長** 地域周産期母子医療センターとして認定されているのは、済生会川内病院だけか。

○**主管課** 鹿児島県内で言うと、今給黎総合病院、県民健康プラザ鹿屋医療センター、県立大島病院の併せて4つです。

○**委員** 麻酔科医師の確保について、市の考えはどうか。

○**主管課** 麻酔科医師が不足しているという事であるが、市に対して対策を講じて欲しいという話はない。

○**委員** 麻酔科医師が少ない理由は何か。

○**主管課** 産科、麻酔科の医師はリスクが高く、成る人が少ない。

○**会長** 他にないか。以上で質疑を終わる。

（主管課退席）

○**会長** 何かご意見ないか。

麻酔医の確保に努力されたいと意見をつける。

評価に入る。

（内部評価結果を読み上げる。）

○**会長** ご意見やご質問が少なかったことから、視点別評価は、妥当性、効率性、有効性について、全て「高い」という評価で良いか。

○**委員** 異議なし。

○**会長** 今後の改革の方向性については、「現状のまま継続」で良いか。

○**委員** 異議なし。

○**会長** この事務事業の評価を終了する。

（５）特別地域加算利用者負担額軽減等事務事業（高齢・介護福祉課）

○**主管課** （資料に基づき、説明）

○**会長** ご説明いただいた。制度について分からない部分もあると思う。ご質問ないか。

○**委員** 甌島地域訪問介護利用者促進事業補助金について、お聞きしたい。

甌島については、提供されているサービスの種類が少ないので、利用者負担を軽減し、利用できるサービスの利用回数を増やすための補助だということだが、主管課として、実績にある利用者９２０名前後という数字で、サービスが行き届いていると考えているのか。

○**主管課** 介護認定を受けている方で、施設に入っていない、いわゆる在宅の方がご自分で必要と判断されるものについては、全て利用されていると思う。高齢化の進行により、９００名が増える可能性はある。

○**委員** 高齢者が増え、介護認定を受けている人が増えれば、予算措置を考えなければならないということと、広報周知が適切になされているか確認したいという思いで質問した。

○**主管課** 制度ができた時に広報紙等でお知らせするとともに、ケアマネジャーや事業所においても周知するようにしている。

○**委員** 資料の中で、社会福祉協議会下甌支所訪問介護事業所と甌島敬老園訪問介護事業所があり、表記が違うが、何か理由があるのか。

○**主管課** 制度ができた時の資料を使っており、社会福祉協議会下甌支所訪問介護事業所と社会福祉協議会鹿島支所訪問介護事業所が、現在では甌島敬老園訪問介護事業所となっている。

○**委員** 甌島では、訪問系介護サービスの種類が少ないとのことだが、本土地域にあって、甌島地域にないものとは、どんなサービスがあるのか。

○**主管課** 訪問系では、訪問リハビリテーションの事業所がない。また、訪問看護の事業所については、上甕島にはあるが、下甕島にない。訪問入浴介護もない。訪問系ではないが、通所リハビリテーション（いわゆるデイケア）や認知症対応型の通所介護、小規模多機能型居宅介護のサービスもない。

○**委員** 訪問によるリハビリや入浴介護を希望されている甕島の住民に対して、それ以外のサービスを安価で提供し、利用回数を多くすることでニーズに応えていることになるのか。

○**主管課** 介護保険料の統一が前提にある。合併前下甕村の保険料が2,500円だったのに対し、平成18年度の改定期には、4,500円になった。受けられるサービスは少ないが、料金は統一されたことによる不満がある。その不満解消策として、現在あるサービスの利用料金を下げて、多く利用していただくこととなった。

○**委員** 利用者の料金負担軽減という観点から、特別地域加算利用者負担額軽減事業と似ているが、ひとつの補助金にできないのか。

○**主管課** 特別地域加算は、介護従事者がなかなか集まらない離島において、加算分（15%）多く介護報酬を受け取ることで事業を成り立たせようとするもので、国の制度である。特別地域加算利用者負担額軽減事業補助金については、加算分における利用者負担をなくすための補助で、甕島地域訪問介護利用者促進事業補助金とは性格が異なる。

○**委員** 利用者負担が少なくなるということで、地域の方々は理解されていると思うが、補助金のあり方として、本土と離島で格差のあるメニューをいかに増やしていくかに注力すべきである。地域の希望に沿っているのか疑問である。

○**主管課** 委員の言われるとおりである。甕島地域において、事業者が参入しない理由として、人件費等による採算性の問題がある。新規事業者を参入させるには、赤字補填等これより多額の補助が必要となる。

○**会長** 事業者の観点から言うと採算の取れない場所で事業はしたくないのは当然である。しかし、市民という観点からは、メニューの格差がないほうが良い。事業者に対して、参入を促す手立てはないか。

○**主管課** 実情を言うと、本土地域への参入の相談は多いが、甕島地域への参入の話をして、難色を示される。また、本土地域においても、中心部では多いが、周辺部分は少ない現状がある。

○**会長** 誘致や僻地・離島支援という観点から参入を促せないのか。また、国等の支援を受けることができないのか。情報収集等に努力し、メニューが増やせるようご検討願いたい。甕島地域の市民が本土地域と変わらないメニューを利用できるようにして欲しい。

○**主管課** 現在把握している制度・補助金には、合うものがない。企画政策課で離島振興の補助金を所管しているので、協議・連携を深めていきたい。

○**委員** 上甕島で民間による訪問看護のサービス提供が始まった。採算は取れるとの判断が事業者にあったのか。

○**主管課** 経営状況から判断すると、厳しい面もあるが、本土地域における利益と相殺しながら事業者の努力で運営されている。

○**会長** 他にないか。質疑を終了する。

（主管課退席）

○**会長** 本土地域と甑島地域においては、介護サービスに差があり、健康維持の面でハンディがある。補助金の使用意図に疑問があるとの意見もあった。また、メニュー拡大のため横の連携を取るようお願いしたところである。

離島における医療が手薄になっており、国も本腰をあげてほしい。

○**委員** 川内航路ができて、通勤ができるようになれば、本土地域の事業者が甑島地域でサービスを提供できるようになるかもしれない。また、蘭牟田瀬戸架橋が完成すれば、上島と下島でより良いメニューを提供できるようになるかもしれない。インフラが変われば、サービスの質とか提供できるサービスが違ってくるかもしれないので、今のうちから検討しておくよう意見を付け加えてほしい。

○**委員** メニューを増やせない現段階において、（補助金の支出は、）一定の効果を挙げていると思う。

○**会長** 甑島地域訪問介護利用者促進事業補助金については、主管課も視点別評価で「基盤整備状況を勘案し、再考の必要がある」と言っている。主管課の検討を期待する。

補助金から評価に入る。

（内部評価を読み上げる。）

事務事業の視点別評価については、すべて「高い」でよろしいか。

○**委員** 異議なし。

○**会長** 今後の改革の方向性については、「現状のまま継続」でよろしいか。

○**委員** 異議なし。

○**会長** 意見については、これまで出されたものを事務局でまとめて欲しい。

（５分間休憩）

（６）防犯対策事業（防災安全課）

○**主管課** （資料に基づき、説明）

○**会長** ご説明いただいた。ご質問ないか。

○**委員** 青色回転灯の申請のため、鹿児島市の陸運支局に行く必要がある。甑島からだとな泊２日となるため、地元で手続きできないか。また、市で代行してもらえないか。

○**主管課** 青色パトロールについては、公安委員会で許可し、陸運支局が青色回転灯の装着認可を行うことになる。ご意見のあった行政代行については、検討したい。

○**委員** 青パトによる防犯団体の資料があるが、車両数にかなりバラつきがある。人口が多いのに、台数が少ないところやないところもある。主管課の考えはどうか。

○**主管課** 青パトについては、基本地区コミ単位である。地区コミ会長会議等で組織していただくようお願いしている。温度差があるが、組織されていない地区コミには、個別にお願いしている。

○**会長** 多いところでは、２０台の青パトを所有しており、熱心に活動されているようだ。

○委員 資料の１頁にある活動指標が自主防犯組織結成数を４８組織にすることになっているが、これは地区コミの数と思われる。実績が３６組織であり、全ての地区コミが実施できていないが、特別な要件があるのか。

○主管課 直接青パトとリンクしないが、地区コミ内に自主防犯組織を組織して活動している地区コミの数である。

○委員 防犯用品の配布については、自主防犯組織がない地区コミにも配布しているようだが、それでよいのか。

○主管課 防犯用品の配布は、全ての地区コミを対象としている。例えば亀山コミュニティ協議会では、亀山地区こども安全守り隊と銘打って活動しているが、そういった組織がない各地区コミでも防犯活動は行っている。

○委員 活動指標として４８地区全てに自主防犯組織を結成することを掲げているが、組織数を増やすことに補助や防犯用品の配布が使われていない。

○会長 組織数が増えるよう、主管課には努力願いたい。青パトの燃料助成についての意見はないか。

○副会長 説明の中で青パトの車両数が、２０５台と説明されたが、資料の８頁には１７４台しかない。残りは、どうなっているのか。

○主管課 平成２５年度の新規分と市役所に２２台ある。

○委員 １１台以上は年額６万円ということで、多い地区コミでは２０台所有していることから、１１台所有しているところとの不公平感がある。見直しの考えはないか。

○主管課 もともとボランティアで活動されていたところに補助しているものである。実際の活動にあったもう少し決め細やかな制度にする必要はあると考える。

○委員 登録台数が多いからといって、常時全てが動いている訳ではない。空いた時間でボランティアがしたいという気持ちから台数が増えているものと思う。

補助の積算方法はガソリン代となっているが、補助金の使い道は、各地区コミの裁量に任せるほうが良い。ガソリン代に対する助成という面が強くなりすぎると、自助共助の部分が失せかねない。主管課には、金額だけではなく、性質についても精査してもらいたい。

○委員 もう少し細やかな制度になるよう希望する。

○副会長 青パトの団体に建設業協会が入っている。地区コミによる活動は把握しやすいが、建設業協会の活動については、分かりづらくしっかりと確認する必要がある。

○主管課 建設業協会も青パトによる防犯活動を実施しているが、補助は受けていない。あくまで社会貢献の一環として活動されている。

○委員 青色パトロールの具体的な活動内容は何か。活動指針的なものはあるのか。

○主管課 登下校時や薄暮時の見守り活動である。犯罪を見かけたら、通報していただく。危険業務はない。本年１月に強盗事件やひったくりが本市で発生したが、その際は、青パト隊に１週間程度地域を巡回するようお願いした。

○会長 青パト隊による警ら、犯罪抑止の一役を担っている。

他にないか。以上で質疑を終わる。

(主管課退席)

○**会長** (内部評価結果を読み上げる。)

補助金については、階段状になっている補助額の見直しを含め、活動に即したきめ細やかな制度となるよう意見が出された。

事務事業の視点別評価については、「妥当性」「効率性」「有効性」において、すべて「高い」でよろしいか。

○**委員** 異議なし。

○**会長** 今後の改革の方向性については、階段状になっている補助額に見直しのご意見があるが、「見直しの上で継続」という評価にはならないと考えるがいかがか。

○**委員** 青パトのない地区コミも多数存在する。薩摩川内市全体として防犯を考えるのであれば、ない地域にきちんと作ることが主管課の役目であると考ええる。コミュニティ課と連携して自主防災組織を全ての地区コミに結成させるよう意見を付けてはどうか。

○**会長** 自主防犯組織の設立促進と青色回転灯パトロール隊の拡大に尽力されたいと意見をつける。

今後の改革の方向性については、「現状のまま継続」でよろしいか。

○**委員** 異議なし。

○**会長** この事務事業の評価を終了する。

(7) 事務連絡等

○**課長代理** 事務局から連絡事項をご説明する。

○**課長** 第4回委員会の会議録(案)を配布してあるので、御確認いただき、修正等あれば事務局に8月9日(金)までに御連絡いただきたい。

第4回委員会の評価結果取りまとめ(案)を配布してある。特に期日は設けないが、御確認いただき、修正等あれば事務局まで御連絡いただきたい。いただいた意見は事務局でまとめ、11月の委員会で委員の皆様にお示しする。

第7回の日程調整をお願いしたい。8月5日(月)までをお願いしたい。第7回の日程については、8月28日から9月議会が開催される関係で遅くなっている。

次回、第6回は、8月19日(月)に開催する。資料については、準備ができ次第、郵送する。

事務局からは以上です。

○**課長代理** 長時間にわたり熱心にご協議いただいた。以上をもって、第5回行政改革推進委員会を終了する。